

ガスこんろの規制化について

1. 規制の背景と必要性

我が国において、ガスこんろによる建物火災は、年間約5,000件発生しています。(図-1参照)そのほとんどが家庭用のガスこんろによるものです。これら家庭用のガスこんろによる建物火災の多くが調理油過熱によるもの(例:天ぷら火災)と見られています。このような事故は、これまで消費者の誤使用・不注意によるところが多いと考えられ、ガスこんろの安全性確保については、ガス事業法(昭和29年法律第51号)や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)で規制するのではなく、事業者による自主的な取組に任せていました。

しかし、製品安全に対する社会的意識が高まる中、消費者の誤使用であっても、現に重大事故が生じており、当該事故が予見可能であり、かつ一定の安全対策により当該事故が予防可能であると考えられる場合には、製造・輸入事業者は設計・製造等にあたって事故防止について配慮すべきと捉えられるようになっていきます。こうした事情を背景に、製品安全法令の事前規制においては、技術基準等により事故の未然防止を図るべきとの考え方に発想を転換しています。

そのため、家庭用ガスこんろについても、ガス事業法及び液石法の規制対象品目として指定し、指定された品目について別途省令において定める技術基準において全口のこんろバーナーに調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置(以下「安全装置」という。)の搭載を義務づけることで、ガスこんろを原因とする建物火災の低減を図ることとしました。

写真1: ガスこんろ(グリル付きガスこんろ)



写真2: 調理油過熱防止装置

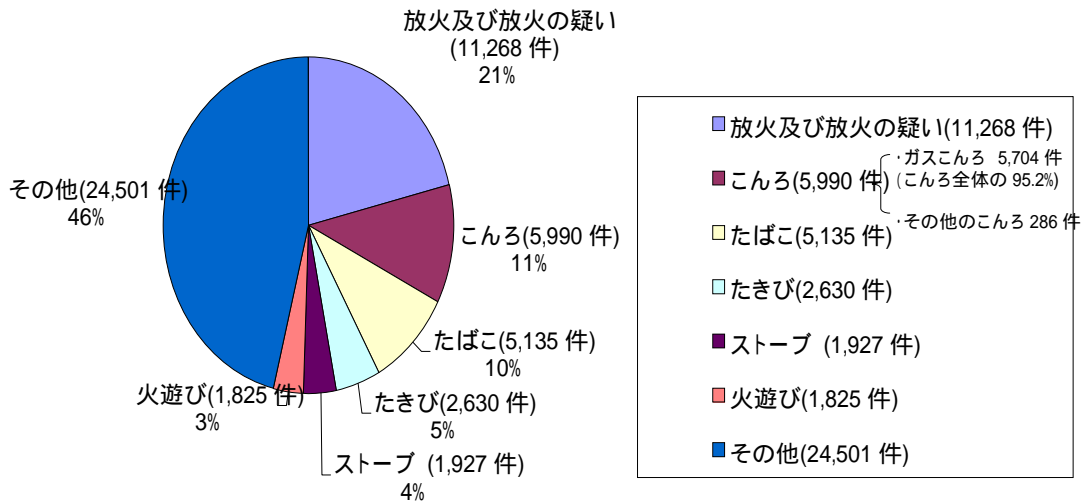


写真3: 立ち消え安全装置



図-1 火災出火原因(平成18年)

総出火件数 53,276 件



出典:平成19年版 消防白書

2. 規制対象について

(1) 規制対象の範囲

今般、ガス事業法第39条の2第1項に規定する「ガス用品」及び液石法第2条第7項に規定する「液化石油ガス器具等」として、「ガスこんろ」を定めることとしました。

ここで、「ガス用品」及び「液化石油ガス器具等」は、その定義において、「主として一般消費者等が用いる」ものとされており、主に一般消費者が用いるいわゆる「家庭用」のものとして、業務用のものとは区別して規定する必要があります。

この点、日本工業規格では、ガスこんろとは、液化石油ガス又は都市ガスを燃料とする、バーナーの上になべなどを支えて調理する機器としている。そのうち、「家庭用」のものは、全ガス消費量が14KW以下(ガスオーブンを備えているものにあっては21KW以下)であって、こんろバーナー1個当たりのガス消費量が5.8KW以下のものとしている(ガスこんろには、ガスグリルやガスオーブンなどを備えているものがあるが、このうち、ガスオーブンを備えているものに関しては、ガスオーブンのガス消費量が大きいため、他のガスこんろよりも全ガス消費量の上限が高く設定されています)。

上記の日本工業規格における「家庭用ガスこんろ」の定義は、今回の規制対象を過不足なく規定しており、また、ガスこんろ製造事業者の間で一般的に用いられ、その概念に紛れがないことから、これを参考に、ガス事業法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(以下「液石法施行令」という。)において、「ガスこんろ」を規定することとしました。

(2) 液石法施行令における規定ぶりについて

液石法においては、いわゆるカセットこんろについて、使用に際し、燃料用高压ガス容器を装着する構造となっていること、また、燃料用高压ガス容器を熱源

の近傍に内蔵すること等から、ガス漏れ、加熱による爆発・火災の危険性が大きいため、「液化石油ガスこんろ」として規制対象としている（液石法施行令別表第1第2号）。今回、同令で新たに指定するガスこんろについては、カセットこんろとは異なるものであることから、現行の同号に定める液化石油ガスこんろ（カセットこんろ）の規定ぶりと区別して規定することとしました。

3. 販売猶予期間

(1) 施行日について

本規制に係る政令の公布は平成20年8月1日に公布されました。この公布後、事業者による技術基準の適合確認等の準備に2ヶ月程度の期間を要することから、平成20年10月1日を施行日とすることとしました。

(2) 経過措置について

）販売猶予期間の必要性

本政令施行後は、ガス事業法第39条の10第1項又は液石法第46条第1項に基づき、ガスこんろの製造・輸入事業者が技術基準への適合確認をし、当該確認がなされた旨を表すPSTGマーク又はPSLPGマークを付したガスこんろでなければ、販売ができなくなります。（ガス事業法第39条の3又は液石法第39条）。

本施行令施行の平成20年10月1日時点では、国内の流通在庫は約114万台と推計されています。これらのほとんどは施行日前に製造・輸入されたものですから、PSTGマーク又はPSLPGマークを付することができず、本政令施行後は販売ができなくなります。これは、製造・輸入事業者のみならず販売事業者に多大な在庫処理コストの負担を強いることとなりますので、施行日前に製造・輸入されたガスこんろの在庫を処理する期間として、1年間の販売猶予期間を設けることとしました。

）販売猶予期間の根拠

今回の規制は、消費者の誤使用を防止することを目的としているものであり、全口のこんろバーナーに安全装置を搭載していないガスこんろ（以下「旧型こんろ」という。）が一定期間市場に流通したとしても、直ちに消費者に危険が及ぶものではないと考えています。したがって、本政令施行後、これらのガスこんろが一定期間流通することを許容することについては合理性があるものと考えています。

ここで、施行日前に製造・輸入されたガスこんろの流通を許容するに際して、当該ガスこんろは本政令の規制対象外とし、恒久的に流通を許すという考えもあり得ますが、全口のこんろバーナーに安全装置を搭載したこんろ（以下「全口こんろ」という。）のみが製造・輸入され、全口こんろが主流となるにつれ、世の中に流通しているガスこんろは全口こんろであるとの認識が消費者の間に浸透していくものと考えられるところ、恒久的に旧型こんろの流通を許容することとすると、こうした信頼感を裏切る結果を招くことになりかねません。したがって、本政令施行前に製造・輸入されたガスこんろの在庫が処理され、全口こんろが全国的に流通のほとんどを占めるようになる1年間程度に限って、本政令施行前に製造・輸入されたガスこんろの販売を許容することとしました。

なお、中古ガスこんろについては、既に中古販売事業者の関係団体に対して、審議会、説明会等を通じてガスこんろが規制対象となる旨周知しています。